

のを知りたいわけなんです。トヨタ生協をお聞きすると、まさにトヨタのためにある生協であるという感が強くしまして、トヨタ本体の責任にまでつながるような関与の基盤があるのかどうかお聞きしたいんです。

○服部参考人

一つは、私どもトヨタ生協の現状として共済事業は取り扱っておりません。購買事業、利用事業という形でやっております。母体企業が直接事業内容に関与するということは基本的にはございません。当然のことながら、組合員の大半がトヨタ自動車の従業員もしくはその家族でございます。理事の構成、総代の構成もトヨタの従業員の方、労働組合の組合員の方で構成されておりますので、そういう意味で関与はもちろん若干ございますけれども、経営上、事業上の責任についてはトヨタ生協本体で全部負っていきます。事業内容が悪くなれば、例えば食堂事業なんかでも我々と外食産業とのコンペで決まってまいりますので、そういう意味では母体企業が生協事業についての責任を負うというスタンスはないと受けとめております。

○大塚委員

理事の構成が特に気になるんですが、トヨタの労働組合からは入っているということがありますが、本体企業の経営に携わっている方は理事には入っておられないんですか。

○服部参考人

例えば私も出身はトヨタ自動車でございますが、役員の中の半数弱はそういうケースがございます。理事についていきますと、職場単位の人事とか総務とか、そういった方々が一部理事に入っております。地域代表の婦人理事が入っていると、そういう構成になっております。

○清成座長

今の関連でお聞きしたいんですけれども、例えばホンダの場合ですと熊本の大津の場合にはホンダの方針として生協をつくらないと。その理由は、地域との融合という点からして、地域の商店街ないし地域の小売店を利用すると。したがって病院をつくらないとか、これも地域の病院を利用するとか、社宅も大津町内にはつからないという、地域への配慮が大変あるんですね。これは企業の方針かと思えますけれども、その辺のトヨタさんのフィロソフィというのはどうなんでしょうか。

○服部参考人

私が答えるべきかどうか疑問でございますが、一般的にホンダさんとトヨタの比較はいろいろございますけれども、私どものケースでいきますと、会社の方も企業市民という考

え方が非常に強うございます。したがいまして、私どもが地域の要請、組合員の要請を受けて購買事業で店舗をつくる時も、極力地域の周辺に影響のないところで、本当に組合員が多いエリアで、逆によそのお店がなくて困っているところに出ろという指導や助言をいただいて今まで出てきています。地域によって実情が違うのではないだろうか。豊田市も昔は病院も店舗もなかった、それを企業の発展とともに地域貢献という形でやってきている積み重ねのエリアと、そうでないエリアによってはそれぞれのスタンスや状況が違ってきているのではないかと考えております。

○清成座長

ありがとうございました。

○小川委員

私も組合員の一人なんですが、さいたまコープの方にお聞きしたいと思いますが、少子高齢社会の福祉にニーズに対してどうこたえるかというのは各報告者からも答えられていたと思うんですが、私は早くから生活協同組合の福祉事業に期待されていた割には余り進まなかったように思っています。10何年前にさいたまの方に介護保険前にお邪魔したときに非常にすばらしい活動をしていらっしゃって、その活動を参考にして自分たちも配食や子育てなど、いろんなことができればいいなと動いていたんですが、1億ちょっとくらいの事業というのは非常に小さいと思います。それはさいただけじゃなくて生活協同組合全体に、福祉、福祉といいながら事業は余り広がっていないと思っているんですが、そのあたりをお答えいただきたいのが一つ。

もう一つは、福井生協の方に、先日福井県民生協の子育てのビデオを見せていただいて、非常に地域に密着して、店舗を活用して子育てをしているなと思いました。きょう何人かの報告を伺いながら、生活協同組合がしている福祉事業、生活支援事業というのが公共性高くなってきているなと思っていて、行政の公共的な福祉サービスができないところ、あるいはその枠を越えたところをしてきていると。そうなると、今後この委員会でぜひ議論したいところは、もう一つの公共性をだれが担うのかというときに生活協同組合が果たす役割というのは検討できないだろうかと思っていますが、そのあたりの意見をお持ちかどうかというのが一つです。それと同時に、県生協連というのがあると思うんですが、そこは地域という言葉をもどのように議論しているのか。先ほどからの議論でいうと、地域という概念をどうとらえていけばいいだろうかというのが非常に難しくなっていて、これは介護保険の中でも地域密着型と言われた地域をどう考えるのかというのも議論になってきていますが、そのあたりの考えていることをお聞かせいただければと思います。

○渡辺参考人

福祉事業が期待されている割には進んでいないのではないかと御指摘をいただきましたけ

れども、おっしゃるとおりかなというふうに思っております。特にさいたまコープの場合には組合員活動が非常に活発で、そこでの福祉に係る取り組みについては広がりを見せています。ただ、福祉事業というところでの取り組みは遅々として進んでこなかったかなと思います。その理由は何なんだろうというところですが、購買事業のところでは競争が激しい地域で、そちらに重点が置かれてきたという実態があると思います。ただ、今年度から広い意味での福祉ということで子育て支援事業について広がってきておりまして、それを継続してさいたまコープとして責任を持って取り組んでいけるようにということで、もう一歩進めた取り組みを北本市でスタートを切っております。

○藤川参考人

福井県民生協の子育て支援事業の考え方には、事業を通して地域の子育てファミリーの支援を行うというのが基本としてあります。現在3つの事業をやっているんですね。一つは広場活動といいまして、これは福井県からすみずみサポート事業ということで補助金をいただいている事業でございます。一時預かり、曜日別保育、この3種類の活動をやっておりまして、2004年からスタートしております。近年非常に御要望が強いのは曜日別保育という取り組みでございまして、これは地域の中で保育園に行く手前、あるいは幼稚園に行く手前、家庭の中での子供の教育ということでお母さん方が非常に悩みを持たれている。この悩みを私どもの曜日別保育に参加していただいて、幼稚園なり保育園に行く前のしつけの場ということで御活用いただいているのが顕著な例としてあらわれております。利用者が急増しておりまして、そういう意味では、私どもは一般の保育所とか幼稚園の活動ではできないところを子育て支援事業として曜日別保育の取り組みを行っております。ここでは登録していない方も参加が多くなっておりますのは、月に1回、お母さん方と子供さんと一緒になって食育学習の活動を行っております。これは非常にたくさんの参加があって好評をいただいておりますので、市の方も非常に注目すべきだということで御意見を賜っております。

○清成座長

どうもありがとうございました。ほかの委員の方いかがでしょうか。

○山下委員

共済事業について1、2お伺いしたいんですが、まずさいたまコープさんに質問ですが、他の購買事業との兼業を禁止すべきという議論には反対であるということなんですが、生協の組合員としてはいろんなサービスが得られるという利点は重要だという考え方もあると思うんですが、他方、共済というのは万一何かあったときに約束されたものが確実に支払われなくてはいけないということで、規制がどの程度のものでないといけないかというのはいろんなレベルがあって、それはこれから考えるかと思っておりますけれども、組合員の

意識として、確実な支払いが保証されているということも必要だというお考えはないんでしょうか。それを一つお聞きしたい。

続けて全労済さんにつきましては、きょうの御報告では全労済さんのような大規模な共済事業組織については、基本的に保険事業の規制とかなり同じような方向で動いて構わないということだったと思うんですが、最後の方で生命保険協会、損害保険協会の方から、より強く保険業法並みの規制をとということを述べられたと思いますが、保険側からのそういう主張と全労済さんの主張でどのあたりが食い違っていると考えておられるのか、まとめていただくとありがたいと思います。

○渡辺参考人

組合員の立場で責任を持った共済事業を進めてほしいということは当然のこととして思っています。そのことに関連しては、購買事業との区分経理とか、コープ共済グループとして日生協と一緒にグループとして進めているということでの契約者保護が安心感を持つということも思っています。剰余金の一部をきちんと積立金として積み立てているということも安心材料の一つとなっています。最近でいいますと共済にかかわる職員の資格認定制度をつくりまして、そこに合格した職員でないと取り扱えないという仕組みづくりも進んできておりますので、組合員から見てもわかりやすく安心できる仕組みが進んできていると思っておりますので、兼業を禁止しないでくださいということとあわせて、そこは大丈夫かなと考えております。

○小野岡参考人

私どもは共済契約者保護や情報開示、経営の健全性の確保という必要性について認識を十分しているところでございます。法定化を含む規定の諸条件を整備していくということについては必要であるという認識を持っています。その上で、本日の段階でどこがどう違うかと言われると大変難しいんですけども、私どもは保険業法と全く同じにさせていただきたい、あるいはすべきであるとは全く考えておりません。生協と保険業との運営の違い等さまざまございますし、私どもは自治・自律の組織としてみずから律するということが基本にしながらいろんな活動の整備を図っていきたいということが基本でございますので、おのずから違ってくるというのは当然あるのではないかと思います。どういう形での整備が必要なのかということについてはこれから御検討いただければよろしいかなと思っておりますけれども、基本的にはそういう考え方で御検討いただければと思っているところでございます。

また、そういった措置を法定化するというのと、ガイドラインや指針をつくるということについても、既に共済生協としても自主的な取り組みを進めております。契約者保護に関する共済生協共通の指針になるようなものとか、広告の問題とか、さまざまな面でそういったことは自主的な形でも進めさせていただきたいと思っております。共済生協共通

の団体もございまして、そういった団体等の中においてもそういった検討を進めさせていただき、自主的な面でもいろんな条件の整備を進めていきたいと考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○吉野委員

もうちょっと具体的に、監督・規制が同じになると何かぐあいが悪いことになるのか、どこがぐあいが悪くなるのですか。

○小野岡参考人

どこをどういうふうにするというのは具体的に、保険業法をベースにして検討しているということではございませんので、共済生協としては契約者保護等必要なことについて自主的にまとめつつあるという段階でございまして、どこがどうというのは本日なかなか説明しづらいんですけども。

○吉野委員

自主的になさっているのはわかるのですが、同じになった場合に、今なさっていることで支障が生じることがどこにあるかということをお聞きしているのですが。

○小野岡参考人

支障が生じるかどうかわかりませんが、生じないものもあると思いますし、生協も多様な状況がございまして、一律の規制になるのかどうかという点も含めて、全労済とそうじゃない小規模の生協では大分違うと思いますので、そこは一概に申し上げられないと思います。

○清成座長

よろしゅうございますか。自主とか自律というのは保険会社の場合だって自主・自律なんですよ。別に生協だけの特徴ではない。違うのは相互扶助という点だけではないかと。しかし内部的に、生協の運営とか、生協の内部に向かっては自主・自律とか相互扶助ということは言えるわけですね。しかし他の経済主体との競争関係に立った場合には、一つの立派な経済主体なんですよ。だから競争上のイコールフィッティングということがそこから出てくると思うんですね。ですから、自主・自律というだけでは説明がわかりにくいかなという感じがしてならないということなんです。

○小野岡参考人

自主・自律と申し上げたのは、保険会社と違う点は、組合員が三位一体の形で運営に参加しているという点だと思います。組合員による事業というインナーの世界で事業をやっ

ているものですから、その世界の中で自律的にいろんな措置を講ずることができる、そういう意味で自主・自律と申し上げたということです。

○品川委員

やや関連しまして、一つは損保協会さんにお伺いしたいんですけども、幾つか具体的に募集規制等についての御指摘をいただいたわけですが、私ども日本生協連で昨年まとめた法改正の要望事項をごらんいただいたということでございまして、その中で共済にかかわる要望事項が、いずれにせよ現行法は大変不備でありますので、私どもの要望のような形で整備されるとすれば、先ほど御説明のあった具体的な点の相当部分が実現することになるのではないかと思います。あるいは先ほど全労済から説明のあったようなことであれば、おっしゃった点の相当部分が進むことになるのではないかと伺ったのですが、その点はどんなふうにお考えになるだろうかというのが一つ。

それから、最後の方でセーフティネットの不十分さという御指摘をされてきました。セーフティネットについても法的整備をもっとする必要があると私ども自体も思っております。現在の生協法の中で再共済の連合会という仕組みがあるわけですが、十分でないところがあるので、今回の法整備の中で再共済をめぐる制度なども整備しようとか、単位の生協等が経営不振に陥った等の際に事業譲渡の仕組みだとか、契約の包括的移転の仕組みだとか、そういうことをきちんと整備して契約者に迷惑がかからないような制度にしようとか、セーフティネットの関係でいうとそういうことが必要だと思っております。契約者保護機構というような形は私どもとしては余りなじまないもので、それらは必要ないと思っておりますけど、セーフティネットが不十分だとおっしゃる場合に、私ども自体が今申しましたような要望を出していることとの関係で、なおかつその点が不十分だとおっしゃっているのかどうか、その点について質問させていただきます。

○吉田参考人

セーフティネットの観点でいきますと、私どもとしては保護機構というのを持って、破綻の場合に十分な契約者保護が図れるような制度を持っているわけでございます。それと同等あるいはそれ以上のものがほかの仕組みでできるということであれば、それはそれでよろしいのではないかと思います。今おっしゃったところが本当にそういう形で私どもの機構よりもすぐれたものであると、それを網羅的に大から小まですべてを救えるということであれば、そういう実効性も含めて御証明いただくということであれば問題ないのではないかと思います。少なくとも今の時点では私どもが持つような契約者保護機構のようなものはお持ちでないという点で、引き受け制限という形は必要なのではないかと申し上げたわけでございます。

○清成座長

土屋委員、何か御質問ございますか。

○土屋委員

生保協会さんと損保協会さんの方から区域規制のことで員外利用のことで両方とも反対ですということをおっしゃったんですけど、今の区域規制の緩和なり員外利用規制の緩和をセットで行うと大変問題が大きいと言われたのか、それとも、それぞれ単独であっても問題だと言われたのか、ちょっと確認したかったです。区域規制の撤廃と資料には出ておりますけれども、県域を越える利用なり、そういうことが問題になっているんだろうと思いますので、県域を越えたとしても地域なり区域というのは存在して、その区域の人が組合員になって利用するんじゃないのかなと思うので、それが単独の場合でも何か問題があるというのがちょっとよくわからなかったんですけど。

○西岡参考人

区域規制についてですが、例えば購買事業について御要望の実態をお話しいただいて、そういう部分についてはよくわかるんですが、共済事業についてお話し期間とか、区域が隣だから入れないとか、現実に難しい問題があるのかなというのが一つの単純な疑問で、もう一つは基本的なところなんですけど、十分今でも広い区域になっている。農協などと違ってほとんど組合員の制限が非常に緩やかな中で、これ以上区域まで外して、人と人とのつながりを広げていった組合自治、生協という精神はあるのかと、いろんな報告書の中でも既に形骸化しているということも見ておりますけれども、そういう意味から、最低限の組合の性格づける要件じゃないかと。もう一つ員外利用につきましては、これも同じように、員外利用が、例えば農業従事者という制限があってもどうしても入ろうにも入れないという方について員外というものが認められる可能性はあると思いますが、少なくとも組合の趣旨に賛同して入ろうという気持ちがある人は何の制限もないという中で、員外利用を何割認めるとか、そんなことを置く必要があるのかなということで申し上げました。

○吉田参考人

私どもから申し上げたいのは、県域規制の問題でございますけれども、組合ということの性格を考慮しますと、各都道府県単位で最低の加入者の特定をする規制というのは必要になってくるんじゃないかなと考えておまして、利用者利便のためにという話で、確かに県境を越えて利用できないという問題があるとすれば、これは一定の考慮をしなければいけない。例えば県域から何キロ以内とか、そういう一定の距離を必要最小限の範囲内で、先ほどポジティブリストという話がございましたけれども、そういった形での拡大は容認できるかなと考えております。員外利用ですけども、購買事業とかほかの事業に関してはお話し期間といいますか、これはあってもいいとは思いますが、共済事業に関してはお話しということは事実上あり得ないのではないかと考えております。まず組合員にな

ってから加入されるということは、共済事業に関しては必須条件ではないかと考えております。

○品川委員

員外利用にかかわりましては、購買事業等については完全に禁止されているということでの支障がございますが、こと共済事業に関しましては、共済契約を結ぶ際に組合員でない方と結ぶということは実態としてもございませぬし、将来的にもそういうことはまず考えられないというのが私どもの実態でございまして、共済事業の関係で員外利用禁止とおっしゃることには少し事実とそごがありはしないかと思ひながら伺ったのですが、いかがでしょうか。

○西岡参考人

私どもは共済事業についての意見を述べさせてもらっていますので、その辺をどういう形で法的に持っていくかは難しいところがあると思ひますけれども、購買事業についても全部含めて員外利用はおかしいということを行っているつもりはございませぬ。

○吉田参考人

私どもも全く同じ意見でございまして、共済事業に関しては員外というのはふさわしくないのではないかと。ほかの事業に関してはお試し期間云々ということは考えられるのかなという気はいたします。

○清成座長

予定された時間が来ております。きょうは委員の方全員から御質問がございましたので、まだ若干御質問等残っているかもしれませんが、時間が参りましたので本日の検討会はここまでとさせていただきますと思ひます。参考人の皆様にはさまざまな御意見をちょうだいしまして大変ありがとうございました。次回からはそれぞれの事業について具体的な見直しの議論を行うということで進めたいと思っております。共済事業について、国会含め、関係各方面から見直しの御意見をちょうだいしているところでございますので、第3回会合では共済事業についての議論を行いたいと思っております。また、続きまして第4回以降で購買事業、利用事業についても順次議論をすることになろうかと思ひます。

次回以降の日程について事務局から説明をお願いいたします。

○千田課長補佐

次回の日程につきましては既に開催通知を送付させていただいているところでございませぬけれども、今回は9月8日金曜日の17時から19時まで、隣の専用18～20会議室を抜いて開催させていただきます。

○清成座長

以上で本日の検討会を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

(了)